

公共用地境界確定協議依頼要領

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第1条 この公共用地境界確定協議依頼要領（以下「要領」という。）は北陸地方整備局の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う測量作業の一環として、公共用地境界確定協議依頼業務を請負に付する場合の実施の要領を示すものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において「公共用地」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 道路敷 [道路法（昭和27年法律第180号）の適用をうけているもの。]
- 二 河川敷 [河川法（昭和39年法律第167号）の適用をうけているもの。]
- 三 里道敷
- 四 水路敷
- 五 その他の公共用地等

第 2 章 調査等の準備

(準備打合せ)

第3条 請負者は、公共用地境界確定協議を行うに当たっては、監督職員と準備打合せを行い、本業務の概要、協議依頼を必要とする土地等、または依頼地土地所有者、相隣地土地所有者、地元役員等（以下「土地所有者等」という。）その他本業務実施上必要な事項について把握するものとする。

第4条 請負者は、監督職員と同行のうえ、または監督職員の指示を受け、公共用地管理者（以下「管理者」という。）と本業務を実施するうえに必要な事項について打合せを行うものとする。

2 前項に定める管理者との打合せの結果に基づき、監督職員の指示により必要な書類、図面等を作成するものとする。

(立入り及び立会い)

第5条 請負者が公共用地の調査を行うにあたっては、この要領に基づき、公共用地境界確定協議依頼書（様式第1）を作成し、管理者に依頼して、当該管理者の立会いを得なければならないものとする。

2 請負者は、前項に基づく立会いを得たときは、立会人名簿（様式第2）を作成するものとする。

(依頼書の添付図書作成)

第6条 公共用地境界確定協議依頼書の添付図書は、次の各号により作成する。

一 現況実測平面図

縮尺は1/250から1/500までの間で、現況を表示するものとし、当該依頼箇所並びにその周辺の地形及び地上物件を明らかにし、次の事項を記入したものとする。

イ 郡市町字名及び地番

ロ 測量年月日及び測量者の資格、氏名及び押印（製図者が別の場合はその者の資格氏名及び押印を含む。）

二 横断面図

縮尺は1/50から1/100程度のものとし、地形に応じて必要箇所について作成した図面に、その測量の年月日及び測量者の資格、氏名及び押印（製図者が別の場合はその者の資格氏名及び押印を含む。）を受けるものとする。

三 地図及び地積測量図

当該依頼箇所について、共通仕様書第41条に準じて作成する。

四 位置図

縮尺は、当該依頼箇所の位置を表示するのに適当なものとし、周辺の地形及び方位を略記し、かつ建物、道路、橋梁、神社、鉄道その他主要な物件を記入した図面に、当該依頼箇所を表示したものとする。

ただし、既刊の地図に当該依頼箇所を表示したものをもって、これに代えることができるものとする。

五 土地登記簿謄本

地図及び地積測量図との照合を行うこととする。

六 その他

監督職員が指示するものとする。

2 請負者は、前項により作成した公共用地境界確定協議依頼書を監督職員を経て、発注者に提出し、その指示を受けるものとする。

第 3 章 土地の測量及び境界確認等

(地形測量等)

第7条 請負者、公共用地境界確定協議依頼にさきだち、地形測量及び横断測量を行うものとする。

2 請負者は、前項の地形測量及び横断測量を行うときは、次の各号によるものとする。

一 地形測量 トータルステーション等を用いて地形・地物等を測量し、現況実測平面図を作成する。

二 横断測量 公共用地についてトータルステーション等により水準測量を行い、横断面図を作成する。

(公共用地境界協議確定図の作成等)

第8条 請負者は、公共用地の測量にさきだち監督職員の指示により、土地所有者等及び管理者の立会を求め、調査区域内の公共用地について付近の地形、地物等を考慮し、土地所有者等及び管理者の間で公共用地境界確定協議が成立したときは、境界杭（木杭等）を現地の必要箇所に打設するものとする。

2 請負者は、前項の境界杭（木杭等）に基づき公共用地の測量を行ったときは、管理者の定める様式に従い、かつ現況実測平面図を用いて図面（以下「公共用地境界協議確定図」という。）を作成し、監督職員を経て、発注者に提出し、その指示を受けるものとする。

（境界確認等）

第9条 請負者は、前条に基づき土地所有者等及び管理者と立会いを行い、公共用地境界協議確定図を作成したのち、各土地所有者毎又は対象地域毎に、公共用地境界協議確定図を合綴した公共用地境界協議確定書（様式第3）を作成し、土地所有者等に説明し、署名・押印を求めるものとする。

2 請負者は、前項に規定する署名・押印を求めたときは、その結果をすみやかに監督職員に報告するものとし、署名・押印が得られない場合は、主任監督員の指示を受けるものとする。

3 請負者は、第1項の規定により署名・押印を求めた場合は、その都度、土地境界確認説明記録簿（様式第4）を作成するものとし、監督職員を通じ発注者に提出するものとする。

（土地境界確認説明記録簿について）

第10条 第9条第3項に規定する土地境界確認説明記録簿は、共通仕様書第54条第2項に基づき署名・押印を求める場合にも準用するものとする。

（遠隔者に対する措置）

第11条 遠隔者（事業施行地又は発注者が存する事務所から土地所有者の居住地までの片道距離が30キロメートルを越える場合。）に対する公共用地境界協議確定図等の説明、署名、押印については、監督職員の指示をうけるものとする。